

2023年1月31日

クラス6 – FD&Dメンバー各位

クラス6 – FD&D

**2023年保険年度加入証明書追認状 – ルール第20条(10)認定感染症
(Endorsements to 2023/24 policy year Certificates of Entry – Declared Communicable
Diseases, Rule 20(10))**

本Circularは、クラス6のルール改正採択決議が2023年1月10日火曜日に理事会で満場一致で可決された旨を記した、クラブの2023年1月27日付Circularに関するものです。

2023保険年度のクラス6 – FD&D保険の加入証書に付帯すべき、ルール第20条(10)に基づく認定感染症リスクに関する追認状を添付いたします。

理事会は、添付追認状第6項のとおり、認定感染症に関し、メンバーがクレーム1件当たり200万米ドルまたは年間総額400万米ドルを限度とする復活担保を受けることで合意しました。またメンバーに対する担保は、第7項に従い、クラブが提供する全ての担保に関し、年間総額1,000万米ドルを上限とします。

本追認状は、各メンバーの加入証明書に適用される旨が明記されている場合に効力を持ちます。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited

マネジャー

FD&D保険 – 認定感染症約款追認状

保険年度: 2023

危険担保期間: 2023年2月20日正午 – 2024年2月20日正午

ルール第20条(10)による除外規定に抵触しなければクラブのルールに基づいて担保されるであろう損害、債務、費用が担保されるよう担保範囲を拡張することをここに合意する。この拡張されたFreight Demurrage & Defence (FD&D) 保険は、下記第6項のとおり、かかる損害、債務、費用に関し、クレーム1件当たり200万米ドルの限度額、または年間総額400万米ドルの限度額が適用される。また担保は、下記第7項に従い、クラブが提供する全ての担保に関し、年間総額1,000万米ドルを上限とする。

1. 世界保健機関(WHO)が感染症の流行を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(認定感染症)であると認定した場合、当該認定感染症の伝染または伝染の疑いから直接生じ、本契約に基づき別段に補償可能な損失、損害、債務または費用の補償については、第6項で定める金額を上限とする。
2. 本追認状第1項の制限は、本保険で別段に担保されるメンバーの債務について、当該債務が認定感染症の伝染と認められた事実から直接生じた場合、および伝染と認められた事実がWHOが認定感染症と認定した日以前に発生したことをメンバーが証明した場合には適用されないものとする。
3. ただし、本追認状第2項の条件に合致するか否かを問わず、以下に掲げる債務、費用、損失、損害については本保険に基づく補償は一切なく、第1項に従い引き続き制限されるものとする。
 - 3.1 予防のためか治療のためかを問わず、認定感染症の特定、浄化、無害化、除去、監視もしくは検査のための債務または費用
 - 3.2 認定感染症の結果として生じる収益損失、傭船料損失、営業中断、販路喪失、遅延、その他間接的な金銭的損失(名目のいかんを問わない)に関する債務、またはこれらに起因する損失もしくは費用
 - 3.3 認定感染症のおそれから生じる損失、損害、債務または費用
4. 本追認状でいう感染症とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物によって生物から生物へと伝染する疾患を指す。
 - 4.1 ここでいう物質または媒介物には、生きていると思われるか否かを問わず、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種または変異株が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - 4.2 伝染の方法には、直接か間接かを問わず、人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体表面、液体または気体を介した感染が含まれるが、これらに限定されるものではない。
 - 4.3 疾患、物質または媒介物とは、単独で作用するか、他の併発疾患、症状、遺伝的感受性もしくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的もしくは恒久的な身体もしくは精神の障害の原因となる可能性、またはいかなる資産の価値もしくはその安全な使用に悪影響を及ぼす可能性のあるものを指す。

5. 本追認状は、本追認状が付帯されなければ本保険の下で担保されなかったであろう債務を担保するよう本保険を拡張するものではない。
6. 本追認状に基づく補償は、クレーム1件当たり200万米ドル、およびメンバー当たり年間総額400万米ドルを上限とする。なお、本追認状においてのみ以下のとおりとする。
 - 6.1 第6項で定める二次限度額および年間総限度額は、主席メンバーごとに適用するものとし、ルール第8条(6)(保険担保の限度)に従い、共同メンバーが上記メンバーに含まれる場合は、主席メンバーおよび当該共同メンバーに対する総計として適用される。
 - 6.2 第6項で定める二次限度額および年間総限度額は、本加入条件において別段適用される保険担保の限度に取って代わり、その保険担保の限度には追加されない。
 - 6.3 二次限度額は、本保険に基づき別段に補償される金額を増やすものではない。
7. クラブが提供する全ての担保や保険に付帯する認定感染症(PHEIC)追認状に関し、クラブからの補償は、メンバー当たり年間総額1,000万米ドルを上限とする。本追認状においてのみ、「メンバー」とは、マネジャーが以下に定める総称とする。
 - クラス3のメンバー
 - クラス6のメンバー
 - クラブの傭船者責任保険の被保険者「年間総額」の「年間」とは、認定感染症(PHEIC)追認状が適用される最初の担保または保険の開始時からの12か月間とする。したがって、本追認状に基づく補償は、メンバーが別の保険または担保に付帯する認定感染症(PHEIC)追認状に基づき以前に補償されている範囲において、さらに制限されることがある。
8. なお、ここでいうクラブとは、The Britannia Steam Ship Insurance Association Europe (Britannia Europe)、The Britannia Steam Ship Insurance Limited (Britannia (UK))のいずれかもしくは両方を指すものとする。Britannia EuropeとBritannia (UK)のいずれにも加入しているメンバーは、本認定感染症(PHEIC)追認状に関するクラブからの補償は一度しか受けられない。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。